令和８年度高知県キャッシュレス決済端末購入契約
要求仕様書

１　品名及び数量

以下の品目及び、４の要件を満たすために必要な付属品。

品目	数量	形態※1	内容
キャッシュレス決済端末 （以下「端末」という。）	33 台	機器	４（２)のとおり。
決済、収納情報の管理、集計等を行うPOS システム※2	一式	システム	４（３)のとおり。
マニュアル	37 部/ 一式	紙および 電子ファイル	４（４)のとおり。
アクセプタンスマーク	33 部/ 一式	紙および 電子ファイル	取扱決済ブランドロゴを表示すること。各支払者に決済手段を周知できるよう､卓上に設置できるサイズとする。
各手続に紐づくコード	一式	電子ファイル	４（３）ウ　のとおり。

※1　紙の場合はA4 判用紙両面印刷で納入すること。電子ファイルの場合はPDF 形式およびMicrosoft Office2024(Word、Excel 又はPowerPoint)以降のOpenXML 形式で納入すること。
ただし、アクセプタンスマークについてはA4 判でなくとも構わない。

※2　POS（販売時点情報管理）システム：収納に関する情報（手続名称、料金、納付日時等）を決済処理単位で収集、記録し、それに基づく会計情報を管理するためのシステム

２　納入期限

令和９年３月 31 日（水）

３　納入場所

高知県高知市丸ノ内一丁目２－20
高知県会計管理局会計管理課

４　納入要件等

（１）　納入目的

これまでの収入証紙に代わる新たな納付方法のひとつとして、現金のほか、キャッシュレス決済に対応できる収納専用窓口（以下「窓口」という。）を県の主な庁舎等に設置し、端末等必要な機器の整備を行うことで、県民サービスの向上を図るとともに、収納事務のデジタル化を推進する。

（２）　端末の要件

ア　端末は、施設内のネットワークを利用せず、安定的な通信が可能であること。ただし、工事を伴うネットワーク環境の構築は認めない。

イ　端末は、支払いから決済までの処理を速やかに完了可能であること。

ウ　端末は、決済種別および決済対象が記載されているインボイス制度に対応した明細（レシート）等を発行可能であること。レシートは２枚以上出力可能であり、出力枚数は事前設定を行うことで柔軟に変更可能であること。現金による決済の場合は領収書を別途発行可能であること。 また、当該レシートにはレシート番号等の情報を持った一次元コード又は二次元コードが表示可能であること。当該レシートに記載する発行者名等が県の任意で変更可能であること。

エ　端末の設置および運用に必要な機器、その付属品を納入すること。

オ　端末、もしくは端末と連携した一次元コード又は二次元コードスキャナは、４（３）ウで生成する一次元コード又は二次元コードの読取が可能であること。なお、スキャナでのみ読取が可能な場合は、端末と同じ台数のスキャナを納入すること。

カ　決済方法として、クレジットカード、電子マネー、コード決済に対応すること。
以下(ｱ)(ｲ)(ｳ)に掲げる各決済サービスおよび各ブランドの取扱いは必須とする。

(ｱ)クレジットカード：VISA、Mastercard、JCB、American Express、Diners
(ｲ)コード決済　　：PayPay、d 払い、auPAY、楽天 Pay、メルペイ
(ｳ)電子マネー　　：交通系 IC（ICOCA、Suica)、WAON、nanaco、楽天 Edy、iD、QUICPay

各決済ブランドの利用について、必要な手続きを行うこと。
また、現金での収納状況を管理できる機能を有していること。

キ　決済方法として、高知県内の地域通貨である「ジモッペイ」が利用可能なこと。端末上で決済およびシステム連動が不可の場合は別途県が手配する決済ツールで決済後、同様の手続き名および金額等の情報を端末へ入力することで、レシート発行および売上データが POS システム上にも反映されること。

ク　レジ等と連携せず、端末だけで決済が可能であること。

ケ　端末画面上には申請等手続名称およびその手数料等の情報を表示し、県の任意で情報の登録、編集が可能であること。また当該情報ごとの決済データの集計・蓄積機能を備えていること。

コ　納入する端末は全て同一機種とする。なお、機器構成にプリンタを入れる場合は一体型、外付け型を問わないものとする。

サ　レシート用ロール紙はコピーガード印刷等の偽造防止対策されたものが使用可能であること。

（３）　決済、収納情報の管理、集計等を行う POS システムの要件

ア　POS システムは、端末と連携すること。

イ　POS システムに県が提供する申請等手続名称およびその手数料等の情報を端末納入までに納入者が登録すること。納入後は、県において当該情報を更改できること。なお、更改にあたっては、個別の端末の操作を要しないこと。

ウ　４（３）イで登録する情報について、決済時に一次元コード又は二次元コードを端末又はスキャナで読み取ることで申請等手続名称およびその料金等の情報を自動で読み込むことができるコードを電子ファイルで納入すること。

エ　４（３）イで登録する情報について、POS システムで登録し端末と連携できること。

オ　POSシステムは、申請等手続の種類、決済日時、レシート番号等、支払方法(現金、決済ブランドの別)、端末番号、金額等各種データの集計機能を備え、当該集計データを県がWebブラウザ画面で即時確認し、 CSV形式のデータとして出力できること。なお、以下の環境での動作を保証すること。

(ｱ)OS：Windows11以降

(ｲ)ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome

カ　４（３）オの各種データについて会計管理局会計管理課に全ての機能にアクセスできる権限を設定するほか、各部局、担当課、責任者等の区分で、利用可能な機能を制限管理できること。

キ　納入以降、端末等を増設、導入する場合、POSシステム等で一元的に各種データの閲覧、管理、集計ができること。

（４） マニュアルの要件

マニュアルは日本語表記とし、以下のとおり作成すること。

- 端末の操作手順、POSシステムの操作手順に関する内容を含むこと。
- 決済誤り等が発生した場合の、取消処理や返金処理手順に関する内容を含むこと。
- 障害発生時の操作手順に関する内容を含むこと。特に通信障害時等、キャッシュレス決済ができなくなった場合の緊急時の処理手順を含むこと。
- 端末、POSシステムの更新の都度、内容を反映し電子ファイルで納入すること。

（５） セキュリティ要件

ア　PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）の現行基準に準拠するクレジットカード情報非保持型のものであること。

イ　読み取ったカード情報、決済情報は、暗号化した上でカード会社へ送信すること。

ウ　カードリーダーはPCI PTS（PIN Transaction Security）認定を取得していること。

エ　POSシステム等は、ウイルス感染対策の他、収納データの破損対策を講じること。

オ　POSシステム等は、ID、パスワード等により不正アクセスを禁止する対策を講じること。

５　その他

仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、作業を実施すること。